

福岡女子大学教職課程履修規程

平成 23 年 3 月 24 日 制定

令和 6 年 4 月 1 日 改正（最終）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、福岡女子大学学則（以下、「学則」という。）またはこれに基づく別段の定めによるもののほか、教職課程の履修方法について必要な事項を定める。

（免許状及び免許教科の種類）

第 2 条 学則第 18 条の規定の定めるところにより得ることができる教育職員免許状及び免許教科の種類は、次表に掲げるとおりである。

学部	学 科	免 許 状
国際 文理 学部	国際教養学科	中学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（国語）
		中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語）
	環境科学科	中学校教諭一種免許状（理科） 高等学校教諭一種免許状（理科）
		食・健康学科

（基礎資格及び単位）

第 3 条 前条で定める免許状授与の所要資格を得るためには、基礎資格として学士の学位を有することが必要であり、かつ次の六分野にわたりそれぞれ必要な単位数を修得しなければならない。

(1) 日本国憲法

社会科学科目の「日本国憲法」（2 単位）を修得しなければならない。

(2) 体育

健康スポーツ科目の「健康スポーツ実習 A～C」（各 0.5 単位）及び「健康と身体活動」（1 単位）から合計 2 単位以上を修得しなければならない。

(3) 外国語コミュニケーション

学術・キャリア言語プログラムの「英語コミュニケーションⅡA・ⅡB」（計 1 単位）及び「英語コミュニケーションⅢA・ⅢB」（計 1 単位）の合計 2 単位を修得しなければならない。

(4) 情報機器の操作

情報・データ活用科目の「情報リテラシー I」（1 単位）及び「データ解析入門」（1 単位）の合計 2 単位を修得しなければならない。

(5) 教育の基礎的理解に関する科目等

教育の基礎的理解に関する科目等（「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」）は、別表第1、第2に掲げるとおりに履修しなければならない。ただし、教職実践演習（中高）、教職実践演習（栄養教諭）は、それぞれ4年次後期に履修しなければならない。本学においては、中学校教諭一種免許状取得（高等学校教諭一種免許を併せて取得する場合を含む。）に必要な単位数は29単位であり、高等学校教諭一種免許状取得に必要な単位数は27単位、栄養教諭一種免許状に必要な単位数は26単位である。

教育実習については、「事前・事後指導」（1単位）は必修である。中学校教諭一種免許状を取得する場合（高等学校教諭一種免許状を併せて取得する場合を含む。）には、「中学校教育実習」（2単位）と「高等学校教育実習」（2単位）の合計4単位が必修である。高等学校教諭一種免許状のみを取得する場合には、「高等学校教育実習」（2単位）が必修である。

また、「栄養教諭一種免許状」を取得する場合には、「栄養教諭教育実習事前・事後指導」（1単位）と「栄養教諭教育実習」（1単位）の合計2単位が必修である。

なお、栄養教諭一種免許状を取得するためには、基礎資格として「管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士免許状を有すること」が必要である。

(6) 教科及び教科の指導法に関する科目

教科及び教科の指導法に関する科目の最低修得単位数は、次表に掲げるとおりであり、取得しようとする免許状の種類及び免許教科に応じて、別表第3から第5に定める授業科目の所要単位を修得しなければならない。

中学校教諭一種免許状取得に必要な最低修得単位数	30 単位
高等学校教諭一種免許状取得に必要な最低修得単位数	32 単位

(7) 栄養に係る教育に関する科目

栄養に係る教育に関する科目の修得単位数は、次表に掲げるとおりであり、別表第2に定める授業科目の所要単位を修得しなければならない。

栄養に係る教育に関する科目に必要な修得単位数	4 単位
------------------------	------

(教育実習)

第4条 教育実習には、4年次において履修する「事前・事後指導」（1単位）、「中学校教育実習」（2単位）、「高等学校教育実習」（2単位）の三種類がある。

なお、「中学校教育実習」（2単位）ないし「高等学校教育実習」（2単位）は、中学校において履修しても、高等学校において履修してもよい。

2 中学校教諭一種免許状を取得する場合（高等学校教諭一種免許状を併せて取得する場合を含む。）は、「事前・事後指導」（1単位）、「中学校教育実習」（2単位）、「高等学校教育実習」（2単

位)の合計5単位を修得しなければならない。

- 3 高等学校教諭一種免許状のみを取得する場合は、「事前・事後指導」(1単位)と「高等学校教育実習」(2単位)の合計3単位を修得しなければならない。
- 4 4年次において、「事前・事後指導」(1単位)、「中学校教育実習」(2単位)、「高等学校教育実習」(2単位)を履修するためには、教育の基礎的理解に関する科目等のうち、「教職概論」(2単位)、「教育原理」(2単位)、「教育心理学」(2単位)、「教育方法学(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。)」(2単位)、「生徒指導論」(2単位)、「教育相談論」(2単位)の6科目(12単位)及び教科の指導法に関する科目である「教科教育法Ⅰ～Ⅳ」(8単位)をすでに修得しておかなければならない。

(栄養教諭の教育実習)

第5条 栄養教諭教育実習には、4年次において履修する「栄養教諭教育実習事前・事後指導」(1単位)、「栄養教諭教育実習」(1単位)がある。

なお、「栄養教諭教育実習」(1単位)は、小学校において履修しても、中学校において履修してもよい。

- 2 栄養教諭一種免許状を取得する場合は、「栄養教諭教育実習事前・事後指導」(1単位)、「栄養教諭教育実習」(1単位)の合計2単位を修得しなければならない。
- 3 4年次において、「栄養教諭教育実習事前・事後指導」(1単位)、「栄養教諭教育実習」(1単位)を履修するためには、教職に関する科目のうち、「教職概論」(2単位)、「教育原理」(2単位)、「教育心理学」(2単位)、「教育方法学(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。)」(2単位)、「生徒指導論」(2単位)、「教育相談論」(2単位)の6科目(12単位)及び栄養に係る教育に関する科目である「学校栄養教育法Ⅰ」(2単位)、「学校栄養教育法Ⅱ」(2単位)の2科目(4単位)をすでに修得しておかなければならない。

栄養教諭一種免許状取得に必要な単位数は22単位以上であり、本学では別表第2に掲げるとおり30単位以上を修得しなければならない。

(教育実習等の履修年次)

第6条 前2条で定められた教育実習等の履修年次については、原則として次表に掲げるとおりとする。

- (1) 中学校教諭一種免許状を取得する場合(高等学校教諭一種免許状を併せて取得する場合を含む)

1年次	教職概論(2単位)
3年次	介護等体験(7日間)
4年次	事前・事後指導(1単位)、中学校教育実習(2単位)、高等学校教育実習(2単位)、教職実践演習(中・高)(2単位)

- (2) 高等学校教諭一種免許状のみを取得する場合

1 年次	教職概論 (2 単位)
4 年次	事前・事後指導 (1 単位)、高等学校教育実習 (2 単位)、教職実践演習 (中・高) (2 単位)

(3) 栄養教諭一種免許状を取得する場合

1 年次	教職概論 (2 単位)
3 年次	学校栄養教育法Ⅰ (2 単位)、学校栄養教育法Ⅱ (2 単位)
4 年次	栄養教諭教育実習事前・事後指導 (1 単位)、栄養教諭教育実習 (1 単位)、教職実践演習 (栄養教諭) (2 単位)

(介護等体験)

第 7 条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律 (平成 9 年法律第 90 号) (介護等体験特例法) に基づき、平成 10 年度入学生及び既卒者で平成 10 年度以降から中学校教諭の免許状を取得する場合には、介護等の体験をしなければならない。介護等体験は、3 年次において履修するものとし、期間は 7 日間とする。

2 介護等体験にかかる費用は自己負担とする。

3 介護等体験の科目等履修生の取り扱いは、福岡女子大学科目等履修生規則 (法人規則第 40 号。以下「科目等履修生規則」という。) による。ただし、科目等履修生として出願できる者は、科目等履修生規則第 8 条第 1 項ただし書きに準じ、本学の卒業生に限るものとする。また、介護等体験は、2 単位相当の授業科目とみなして取り扱う。なお、同規則第 10 条に規定する単位の認定は行わないものとする。

(補足)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、教職課程の履修に関し必要なことは、教職課程委員会において定める。

附 則

この規程は、平成 23 年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の福岡女子大学教職課程履修規程の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以降に入学した学生について適用し、平成 30 年 3 月 31 日現在に在学する学生については、改正前の福岡女子大学教職課程履修規程の規定は、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の福岡女子大学教職課程履修規程の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以降に入学した学生について適用し、平成 31 年 3 月 31 日現在に在学する学生については、改正前の福岡女子大学教職課程履修規程の規定は、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の福岡女子大学教職課程履修規程の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以降に入学した学生について適用し、令和 4 年 3 月 31 日現在に在学する学生については、改正前の福岡女子大学教職課程履修規程の規定は、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の福岡女子大学教職課程履修規程の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以降に入学した学生について適用し、令和 6 年 3 月 31 日現在に在学する学生については、改正前の福岡女子大学教職課程履修規程の規定は、なおその効力を有する。但し、改正後の福岡女子大学教職課程履修規程の規定別表 3 の規定は令和 4 年 4 月 1 日以降に入学した学生について適用する。